

静岡県告示第587号

令和 7 年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱を次のように定める。

令和 7 年 8 月 19 日

静岡県知事 鈴木 康 友

令和 7 年度特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱

第 1 趣旨

知事は、特別高圧電気料金の高騰の影響を受ける事業者等の事業継続を支援するため、特別高圧で受電する事業者等に対し、予算の範囲内において、支援金を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

第 2 定義

(1) この要綱において「特別高圧で受電する事業者等」とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- ア 静岡県内に所在する事業所において、自ら小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する者であって、次のいずれかに該当するもの。ただし、市町村からの出資を受ける者及び地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者を除く。
- (イ) 中小企業支援法（昭和38年法律第147号）第2条第1項第1号から第5号までに掲げる中小企業者（実質的に大企業者（同項に規定する中小企業者以外の者をいう。）に支配されている者として知事が別に定めるものを除く。）
 - (ロ) 国立大学法人法（平成15年法律第112号）第2条に規定する国立大学法人
 - (ハ) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人
 - (ニ) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
 - (ホ) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
 - (ヘ) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第2条に規定する一般社団法人及び一般財団法人並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人
 - (ニ) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第3条に規定する農業協同組合、同第72条の4に規定する農事組合法人、水産業協同組合法（昭和23年法律第242号）第2条に規定する水産業協同組合及び森林組合法（昭和53年法律第36号）第3条に規定する森林組合、生産森林組合並びに森林組合連合会
 - (ロ) 労働者協同組合法（令和 2 年法律第78号）第2条に規定する労働者協同組合及び消費生活協同組合法（昭和23年法律第200号）第2条に規定する消費生活協同組合
 - (ケ) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条に規定する特定非営利活動法人
 - (コ) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第2条に規定する宗教法人
 - (サ) 地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第2条に規定する地方公営企業のうち、静岡県が経営する静岡県立静岡がんセンター
 - (シ) 地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条に規定する地方独立行政法人のうち、静岡県が設立する地方独立行政法人静岡県立病院機構

(x) その他知事が必要と認める者

イ 施設の運営を行う者が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する静岡県内に所在する商業施設又は協同組合が代表して小売電気事業者等と契約を締結し特別高圧で受電する静岡県内に所在する工業団地に入居し、当該契約に基づき受電する電力を相応の電気料金に相当する額の分担により使用する者で、前項ア(7)から(x)に該当する者

- (2) この要綱において「小売電気事業者等」とは、電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条の2に規定する小売電気事業者又は同法第3条に規定する一般送配電事業者をいう。

第3 交付の対象及び支援額

別表に掲げるとおりとする。

ただし、支援額に1円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

第4 交付の申請

- (1) 提出書類 各1部

ア 交付申請書（請求書）（様式第1号）

イ 誓約書（様式第2号）

ウ その他知事が別に定める書類

- (2) 提出期限

別に定める日まで

第5 交付の条件

次に掲げる事項は、交付の決定をする際の条件となるものとする。

- (1) 次に掲げる事項の全てに該当すること。

ア 公序良俗に反する事業でないこと。

イ 公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される事業（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条において規定する風俗営業等）でないこと。

- (2) 県税その他の租税を滞納していないこと。

- (3) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

第6 申請の取下げ

申請者は、支援金の交付申請を取り下げようとする場合は、その旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。

第7 交付の決定及び確定等

- (1) 知事は、申請があった場合は、その内容を審査し、支援金を交付すべきものと認めたときは、交付決定兼交付確定（以下「交付決定」という。）を行い、その内容を交付決定兼確定通知書（様式第3号）により申請者に通知する。
- (2) (1)の審査の結果、支援金を交付すべきでないと認められたときは、その内容を不交付決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

第8 決定の取消し等

- (1) 知事は、交付決定後に、次に掲げるいずれかに該当するときには、交付決定を取り消すことができる。
 - ア 申請の取下げがあった場合
 - イ 本要綱に違反した場合
 - ウ 錯誤、虚偽又は不正の手段をもって支援金の交付を受けた場合
 - エ 重大な法令違反又は公序良俗に反する行為等により、支援金を交付することが適当でないと認められた場合
- (2) 知事は、(1)の規定により、支援金の交付決定を取り消した場合において、既に支援金が交付されているときは、当該交付を受けた申請者に対し、期限を定めてその返還を命じるものとする。

第9 支援金の交付

知事は、支援金の交付に当たっては、第7で決定した支援金の額を申請者が指定する金融機関口座へ入金するものとする。

第10 加算金及び延滞金

- (1) 申請者は、第8(1)により支援金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、支援金の返還を命ぜられたときは、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）100円につき1日3銭の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。
- (2) 申請者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額100円につき1日3銭の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。
- (3) (1)の規定により加算金を納付しなければならない場合において、申請者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた支援金の額に充てられたものとする。
- (4) (2)の規定により延滞金を納付しなければならない場合において、返還の請求を受けた支援金の未納付

額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間にかかる延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

- (5) 知事は、交付対象者が(1)又は(2)の規定により支援金に係る加算金又は延滞金を納付する場合において、やむを得ない事情があると認めるときは、申請者の申請により、加算金又は延滞金の全部又は一部を免除することができる。

第11 関係書類の保管

第9の規定により支援金を受領した事業者等は、支援金の交付申請に係る書類一式について、帳簿及び領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を支援金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

第12 検査及び報告

- (1) 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。
- (2) 申請者は、検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

第13 受給権の譲渡又は担保の禁止

支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保にしてはならない。

第14 その他

この要綱に定めがない事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、公示の日から施行し、令和7年度分の支援金に適用する。
- 2 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

別表

交付の対象	交付額
令和7年7月16日から8月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量 ただし、交付の申請時点で、当該期間に使用した電気使用量が明確でない場合は、前年同期日のものとする	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.0円を乗じた額
令和7年8月16日から9月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量 ただし、交付の申請時点で、当該期間に使用した電気使用量が明確でない場合は、前年同期日のものとする	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.2円を乗じた額
令和7年9月16日から10月15日までの間に検針して得られた特別高圧電気使用量のうち、支援対象者が使用した電気使用量 ただし、交付の申請時点で、当該期間に使用した電気使用量が明確でない場合は、前年同期日のものとする	電気使用量に1キロワットアワー当たり1.0円を乗じた額

様式第 1 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金交付申請書（請求書）

令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

交付申請額 円

口座振替先 金融機関名

支店名

口座種別

口座番号

口座名義人（カナ）

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

<記載上の注意>

- ・この申請書は、静岡県において交付決定した後は、支援金の請求書として取り扱います。
- ・「口座振替先」は申請者と同一名義の口座としてください。ゆうちょ銀行を記載する場合は、「振込用の店名・預金種別・口座番号（通帳見開き下部に記載の 7 桁の番号）を記入してください。

様式第 2 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金誓約書

誓約日 令和 年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

所在地

名 称

代表者 氏 名

（個人の場合は、住所及び氏名を記載すること。）

私は、「特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金」（以下「支援金」という。）の交付を申請するに当たり、
次の内容について、誓約します。

この誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、当方の個人情報を国、県、市町、警察、税務機関に提供することについて同意します。

☐	申請内容は事実と相違なく、申請要件を満たしています。虚偽が判明した場合は、支援金の返還等に 応じます。 また、静岡県から、返還の対象となる支援金に加えて加算金等の納付を命じられた場合は、これに 応じます。
☐	静岡県から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。 また、国・県等が行う訪問調査に協力します。
☐	支援金の申請等に係る帳簿及び証拠書類は、交付の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保 存し、静岡県からの求めがあったときは、当該書類を閲覧させ、又はその写しを提出します。
☐	代表者、役員及び従業員が「静岡県暴力団排除条例」に規定する暴力団員等ではありません。
☐	国税及び県税に滞納はありません。

※全ての項目に☑ 同意しない場合は、支援金の申請はできません。

（注） 法人その他の団体にあつては、以下の項目についても記載すること。

責任者 職・氏名

作成者 職・氏名

様式第 3 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事 氏 名

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金の交付について（決定及び確定）

令和 年 月 日付けで申請のあった特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金の交付について、次のとおり決定し、及び確定します。

記

1 交付額 金 円

2 交付の条件

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金交付要綱を遵守すること。

様式第 4 号（用紙 日本産業規格 A 4 縦型）

第 号
令和 年 月 日

（申請者名） 様

静岡県知事 氏 名

特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金の交付について（不交付決定）

令和 年 月 日付けで申請のあった特別高圧電力価格高騰対策緊急支援金の交付について、不交付を決定します。

不交付決定理由： ○○であるため